

# 瀬戸市農業委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和5年9月22日(金) 午後2時から午後2時50分  
2 開催場所 瀬戸市役所4階庁議室  
3 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進委員			
1番	伊藤	憲昭		1番	磯村	幸成	
2番	井上	俊英	欠	2番	江尻	雅之	
3番	小澤	早由里	欠	3番	大澤	憲男	欠
4番	加藤	卓夫		4番	加藤	晴次	
5番	作石	正太郎	欠	5番	藤田	茂夫	
6番	高島	八十三		6番	前田	晴美	
7番	武田	晴光		7番	松原	清	
8番	長江	和春		8番	山田	泰司	
9番	中村	征実					
10番	藤井	義廣					
11番	矢野	洋三					
12番	横道	厚子	欠				(出席 15 )

## 4 議事日程

第44号議案	農地法第3条の規定による許可申請について	1	件
第45号議案	農地法第3条の規定による許可申請について	1	件
第46号議案	農地法第3条の規定による許可申請について	1	件
第47号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1	件
第48号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1	件
第49号議案	農用地利用集積計画の変更について	2	件
報告第28号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について	1	件
報告第29号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について	15	件
報告第30号	農地法第5条の規定による許可申請書の取下げについて	1	件
報告第31号	農地法第18条第6項の規定による通知書について	1	件
報告第32号	農地改良届出書について	1	件
報告第33号	現況証明願出書について	1	件
報告第34号	生産緑地の斡旋について	1	件

議長

ただ今より瀬戸市農業委員会9月定例会を開会いたします。

本日の議題は、配布してあります議案書のとおりでございます。

なお、農業委員の2番 井上 俊英（いのうえ としひで）委員、3番 小澤 早由里（おざわ さゆり）委員、5番 作石 正太郎（さくいし しょうたろう）委員、12番 横道 厚子（よこみち あつこ）委員、推進委員の3番 大澤 憲男（おおさわ のりお）委員から欠席の連絡が入っています。

議長

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。慣例により議長が指名することになっておりますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声、多数あり）

議長

ご異議なしと認めます。よって、本日の議事録署名委員は、

8番 長江 和春（ながえ かずはる）委員、

9番 中村 征実（なかむら まさみ）委員を指名いたします。

（第44号議案）

議長

これより議事に入ります。それでは「第44号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

申請地は、登記地目が田、現況地目が雑種地の1筆で面積は138㎡です。

渡人は相続により申請地を取得しましたが、農業経験が無く、維持管理に苦慮していたところ、規模拡大を考えていた受人と協議がまとまり本申請に至りました。受人は、現在自宅近くで約3,500㎡を耕作しており、申請地まで車で20分と、通作条件等は問題ありません。なお、地区担当委員さん、推進委員さんからも適当とのご報告をいただいております。

以上の点から、農地を取得するための要件を満たし、許可できるものと考え

えます。第44号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第44号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第44号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第44号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第45号議案)

議長 続きまして、「第45号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 申請地は、登記地目が原野、現況地目が田の1筆で面積は740㎡です。本申請は、7月定例会で諮った第34号議案、農地法3条の許可申請でご承認いただいた案件の中で、一体利用地と説明した場所の中の1筆ですが、申請後に現況地目が田であることが判明したため、追加申請するものです。受人は長久手市の農業塾を卒業されており、現在市内で利用権を設定し畑

を約300㎡耕作しております。取得後は一体利用地とあわせて養蜂を行う予定ですが、前回の申請時は養蜂の他にサツマイモ栽培も行う営農計画が提出されていましたが、土地の整地をすすめたところ、サツマイモ栽培には適さない土であることが発覚したため、営農計画変更承認願いが提出され、養蜂のみの計画となっております。第45号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第45号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第45号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第45号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第46号議案)

議長 続きまして、「第46号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 申請地は、登記、現況地目ともに田の1筆で面積は190㎡ですが、申請

に係る面積は16,71㎡です。

本申請は、7月定例会で諮った第35号議案、農地法5条の許可申請に関するものです。愛知県へ進達後、農地の地中に排水管を埋設する場合、農地法3条で区分地上権の設定を行う必要がある、と指摘があり、本申請に至りました。第35号議案は皆様にご承認いただいておりますので、排水方法等に問題なく、農業上の利用については、深さ1mほどの場所に埋設するためこちらも支障なく、本申請は許可できるものと考えます。

第46号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第46号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第46号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第46号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第47号議案)

議長 続きまして、「第47号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 申請地は、登記・現況地目が田の3筆で、面積は1,699㎡、目的は資材置場兼駐車場です。

本申請は、6月定例会で諮った第30号議案で、ご承認いただいた案件ですが、申請後に、譲渡人の1人が亡くなっていることが発覚し、以前の申請を取り下げ、再度改めて申請するものです。

当時はいらっしゃらない委員さんもおりますので簡単に説明します。農地区分はインターチェンジから300m以内の区域で、第3種農地となり、原則許可です。一般基準における他法令については、土地利用調整条例に基づく地元周知が完了しており、占用許可申請についても許可見込みの予定です。以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、許可相当であると考えます。第47号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第47号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第47号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第47号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第48号議案)

議長 続きまして、「第48号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 申請地は、登記地目が田・現況地目が畑の4筆で、面積は937㎡、目的は重機置場で、以前、農用地利用計画変更申出書が提出され、変更手続きを経て、令和5年5月に計画変更の決定・公告を行った案件となります。

立地基準は、鉄道の駅から500m以内の区域で、第2種農地に該当します。一般基準は、資力については事務局で確認済みです。

申請地周辺の状況は、北側は農地、西側は水路、東側は道路、南側は一部宅地、一部農地となります。

東側以外はコンクリートブロックを新設し、隣接地への土砂等の流出を防止します。排水は、敷地内南西に集水枿を設け、西側水路に排水します。

他法令は、乗り入れの占用許可申請が該当し、申請済みです。なお、現状は簡易的な乗り入れが作られています。重機の乗り入れに支障がないものに変更する旨確認してあります。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。

第48号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第48号議案について、ご質疑はございませんか。

高島委員 該当地は駐車場として申請されているので、産廃置場など別用途として利用されないよう注意をしていただきたい。また、課をまたいで引き継ぐ場合

も確認をきちんとしていただきたい。

事務局 ありがとうございます。承知しておきます。

武田委員 土地利用計画図の西側水路の流れを示す矢印が逆向きになっています。

藤井委員 勾配が逆ということですか。

武田委員 そうです。

事務局 業者には連絡済みで再提出を依頼しています。県への報告時には正しい排水方向の資料で報告したいと思います。説明不足で申し訳ありませんでした。

高島委員 駐車場の矢印も変わるのではないですか。

事務局 変更は排水路の水方向のみで、駐車場の矢印は変更ありません。

藤井委員 最終的には本郷川へ流れるということですか。

武田委員 そうです。はじめに麻畑川へ流れてから本郷川へ合流し、最後に水野川に流れます。

議長 その他よろしいでしょうか。特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第48号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。



(異議なしの声、多数あり)

議長           ご異議なしと認めます。よって、第48号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第49号議案)

議長           続きます、「第49号議案 農用地利用集積計画の変更について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局          本件は、農地の利用権を設定するため、貸手及び借手の双方から農用地利用集積計画が瀬戸市長宛に提出されたことから、農地中間管理事業の推進に関する法律により瀬戸市長から本農業委員会に協議の申し出があったものです。

番号1の農地は、新規の利用権設定ですが、設定者は高校で農業に関する過程を修了されており、すでに同地区で耕作をされております。住所が他市となっておりますが、実情は申請地近くの親戚宅に居住しており、通作条件に問題はありません。番号2の農地は、今まで利用権設定を行わず耕作を行っていましたが、実情に合わせ利用権を設定するものです。以上より、2件とも利用権設定することに支障はありません。なお、公益財団法人愛知県農業振興基金を通じ貸付けることとするもので、面積等は記載のとおりとなっております。

また、地区担当委員さん、推進委員さんからも適当とのご報告をいただいておりますので、農用地利用集積計画につきましては、耕作放棄地予防の観点からも承認できるものと考えられます。

第49号議案につきましては以上です。

議長           事務局の説明は終わりました。第49号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第49号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第49号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(報告事項)

議長 続きまして、報告事項に移ります。報告事項につきましては、報告第28号から第34号まで一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第28号・29号 農地法第4条第1項第7号の届出につきましては1件、農地法第5条第1項第6号の届出については15件ありました。面積等は記載のとおりです。

報告第30号 農地法第5条の規定による許可申請書の取下げについては1件あり、面積等は記載の通りです。

報告第31号 農地法18条第6項の規定による通知書については1件あり、面積等は記載の通りです。

報告第32号 農地改良届出書については1件あり、面積等は記載の通りです。

報告第33号 現況証明願出書については1件あり、面積等は記載の通りです。

報告第34号 生産緑地の斡旋については1件あり、田が2筆で計958㎡です。本件は、所有者から買い取り申し出があり、市等において買い取りをしないことになったため、生産緑地法第13条に「生産緑地において農林漁業に従事することを希望する者がこれを取得できるように斡旋することに努めなければならない。」とされていることから、都市計画課より情報提供があったもので、斡旋を希望される方がいらっしゃいましたら、10月3日火曜日までに事務局にお知らせください。なお、その際には農地法第3条の許可申請が必要となりますのでよろしくお願いします。

報告事項につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。報告事項について、ご質疑等はございませんか。

矢野委員 報告第29号番号2、番号3の5条届出ですが、申請地番が同一で譲渡人が2人となっていますが、これはどういうことですか。

事務局 番号2、番号3の譲渡人が各40分の1の持分を持っており、各自の持分を譲受人に渡したということです。

事務局 1人が40分の35を持っており、5人が残りの40分の1ずつ持っていたんですが、この40分の1を持っていた譲渡人2人が、譲受人に持分を渡したということです。これにより、譲受人が40分の3の持分となります。

藤井委員 628㎡は分筆された面積ですか。

事務局 違います。1筆で628㎡で、これを共有で持っています。

議長            その他よろしいでしょうか。特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

                  (意見なし)

議長            特にご意見もないようでありますので、次に「その他」ということで、委員の方から何かありますでしょうか。

高島委員        3条で許可された農地がその後耕作されているかどうかを確認するのは我々農業委員か事務局かどちらですか。

事務局          義務ではありませんが、通常の農地パトロールの一環として、農業委員さんに見ていただくこととなります。

藤井委員        そうすると、我々は資料を返却するので場所が把握しきれないと思います。

事務局          3条で許可された場所が特に厳しいということではないので、普段の農地パトロールで遊休農地を発見されたら事務局に報告いただければと思います。

藤井委員        高島委員の質問は、3条許可申請のあった農地のチェック体制をどうするかということだと思います。遊休農地になっているところがたまたま3条だったということではなく、許可された農地を年次別で確認する等、なんらかの方法を考えているかということです。

事務局          しいて言えば、現在行っている利用状況調査で総点検というところですが、残念ながら筆多数のため全農地は点検できていないのが現状です。

高島委員 例えば、事務局が3条許可申請のあった農地を3年を上限に毎年確認して農業委員に報告するというのも一つの方法ですし、農業委員が利用状況調査時に確認するという方法もあると思います。要は許可した後を確認しておかないといけないのではないですかという提案です。

事務局 そこまでできていないのが現状ですが、利用状況調査を年に一度行う中で3条の申請地を確認することも可能かと思えます。ただ、3条での購入は地目の変更はできないので、購入後すぐ転用されるとなれば農業委員会で議題としてあがるのでチェックはできると思います。また、県としても3条取得後3年間は農地転用を認めないという方針を持っているので、そこでの確認もできます。特別に3条の申請地をチェックするかというと、そこは検討を要するところです。

藤井委員 今後タブレットも導入されていくので、そこに表示してもらえれば我々が利用状況調査時に確認に行きますよ。

武田委員 許可日等を一覧表にしてもらえればいいと思います。

事務局 ありがとうございます。前向きに検討します。

武田委員 農地改良も確認したほうが良いと思います。

加藤卓夫委員 知らない農業者も多いので農地改良については周知した方が良いでしょう。

事務局 3条の申請地と農地改良は検討したいと思います。

加藤卓夫委員 農業委員への連絡についてですが、今後メールを活用してはどうですか。

事務局           メールでは気づかれない方もいらっしゃると思いますので、基本的には確実に電話での連絡をしたいと思いますが、情報提供などご了知いただければよいものについては、メールも検討したいと思います。

議長             その他よろしいでしょうか。特にないようですので、事務局の方で何かありますでしょうか。

事務局           3点連絡事項がございます。

1点目、9月4日に稲沢市民会館にて開催されました農業委員及び推進委員の研修会にご参加いただいた皆様お疲れ様でした。欠席された方につきましては、資料を机上に置かせていただきましたのでお持ち帰りください。

2点目、耕作放棄地調査においては、大変暑い中ご協力いただきましてありがとうございました。調査表をまだご提出いただけていない委員さんにつきましては、お帰りまでにご提出いただきますようよろしくお願いいたします。

3点目、10月分の活動記録簿について、机上に置かせていただきましたのでお持ち帰りください。8月分についてはお帰りまでに事務局へご提出ください。なお、こちらの記録簿を基に、国から支給される農地利用最適化交付金の配分額が決定されますので、ぜひ皆様のご提出をお願いします。

議長             その他、何かございますか。

(なし)

事務局           本日付議されました案件は全て議了いたしました。  
これにて、瀬戸市農業委員会9月定例会を閉会いたします。  
ありがとうございました。